

1. 21 世紀に向けた整備業の指針

21 世紀を迎えた平成 13 年は国内外ともに暗いニュースが相次いだ。グローバリゼーション化した経済不況、IT 関連企業の伸び悩み、株安・円安等、先行き不透明な時代が幕を開けた。

自動車整備業界を取り巻く環境においては、本年 7 月からの自動車検査業務の「独立行政法人」移行、2005 年を目途に進められている自動車保有関係の手続きに係るワンストップサービス、ETC を中心とした ITS の普及、リサイクル法、NOx・PM 法の施行等、これらの厳しい環境変化をどう乗り越え、どう克服するかは、「環境」と「IT」をキーワードとし、自動車整備業界にとって大きな課題である。

これら多様化する環境をどう生き残るか、都整商と共同で設置した「21 世紀における整備業のあり方検討会」より答申が提出されたが、このテーマについての推進を実行するため、平成 13 年度において「プロジェクト 21 東京」を設置した。本年度においては、同プロジェクトからの中間答申を受け、さらにその具体化実現に向けて、これからの時代にふさわしい自動車整備業界の指針を示すことが必要である。

また、自動車整備業の IT 革命に対応すべく設置された「IT 推進プロジェクト」においては、自動車整備業界と事務局内の IT 推進についての検討を重ねているところである。

2. 新教育会館への移転と施設の有効活用

本年 4 月、長年の懸案であった自動車整備教育会館が渋谷区本町の地に完成した。5 月からは、丸山、北品川の事務局を自動車整備教育会館に移転することになるが、特に本年度においては、自動車整備教育会館の完成に伴い、自動車整備士や整備士を目指す方々を支援する「教育施設」として、「各種研修メニューの提供」「整備主任者技術研修の充実強化」等の更なる推進はもとより、自動車の新技術・高度整備に対応するための新しいカリキュラムを取り入れた「教育プログラム」を最優先課題として提供していく。

また、会員・組合員から寄せられてくる技術的な難問にお答えしている「資料室業務」等から派生してくる現車指導をはじめ、相互コミュニケーションの高揚、あらゆる情報収集の場としての有効的施設活用を図ることとする。

各支所の施設整備、とりわけ老朽化した多摩支所の整備について本年度の課題とし、あわせて、北品川・丸山両会館の運用方策についても検討していく。

3. 創立 50 周年記念事業

日本におけるモータリゼーションは急速な進歩を遂げたが、その歴史はまだ浅い。折しも今年が午年であり、「馬のない馬車」がこれほどまでに進歩することを、時代の先駆者たちの誰が予測したことであろうか。

昭和 26 年に道路運送車両法が制定されてから 50 年を経過した。車両法とともに歩んだ本会も 50 周年を迎えることができた。この記念すべき年に、長年待ち望んだ「自動車整備教育会館」が竣工したわけだが、新会館の披露とともに「振興会創立 50 周年記念式典」を

催し、これまでの50年を振り返るとともに、21世紀に向けた新しい整備業界として、歴史の一步を踏み出すこととしたい。

4. 一級自動車整備士制度への対応と自動車整備技能競技東京大会の開催

平成12年10月の自動車整備士技能検定制度の省令改正に基づき、本年度はいよいよ「一級自動車整備士技能検定試験」が実施されることとなる。これらへの対応のほか「一級自動車整備士講習」の実施に向け、本年度まで継続推進される「第2次講習所充実計画」に基づき、講習教材の充実、新会館のフル活用を図りつつ、分教場の環境整備、講師陣の資質向上に努めていく。

また、多様化するユーザーニーズに応えていくために、自動車整備士には「ユーザーとの対話・問診・聞き取り・説明技術」「保安基準適合性の判断技術」「高度に電子制御化されている自動車の故障診断技術」「法令点検技術」「不具合箇所の修復・整備技術」等に関する最新技術の習得が必須であるが、これらの技術の向上に日々研鑽している自動車整備士としての誇りを自覚し、あわせて来年度に開催される「全日本自動車整備技能競技全国大会」への出場選手を選抜する「第9回自動車整備技能競技東京大会」の開催を図る。

5. 環境対応型の整備業と自動車ユーザーへのPR活動

自動車整備業界における環境対策は、「公害の防止」という社会的使命と業界のクリーンなイメージを向上させるための大きな役割のひとつでもある。

21世紀における整備業界のあり方は、まさに「環境対応型整備」でなければならない。これらに対応するため、自動車整備業界における「自動車の環境対策」を最優先課題として、業界あげて取り組んでいくこととする。

本年においては、「自動車リサイクル法への対応」「新NOx・PM法への対応」「東京都の環境確保条例への対応」「フロン回収破壊法への対応」等、課題は数多い。なお、自動車リサイクル法に関連し、長年の要望であった自動車重量税が還付される見通しとなったが、この問題についても引き続き強気に働きかけていく。

一昨年度より、「ディーゼル自動車の黒煙無料測定キャンペーン」を実施してきたところではあるが、引き続き、本キャンペーンを通じて、定期点検整備とディーゼル黒煙の関係について自動車ユーザーに広く広報していく。

また、自動車整備業界においては、ユーザーに信頼され、環境に優しい「街の整備工場」をイメージ戦略とするため、「まちとクルマのオアシス事業場」の普及促進に努めているところである。本年も引き続き同運動の推進を展開していく。

自動車整備事業者は、環境の保全に加え、「安全の確保」という大きな使命を課されている。確実な点検整備が実施されることにより、クルマ社会の安全が確保される。整備付車検の証しでもある「GOODマークステッカー」のより一層の普及を目的とし、「GOODマークステッカー」が東京都内のすべての車両に貼付されることを願い、昨年度より事業指導委員会の中に「G-プロジェクト」を設置し、普及促進について、鋭意検討を重ねている。

未認証工場やユーザー車検代行との差別化を図り、整備作業の信頼を得るため、「整備保証」の推進についても、自動車ユーザーに対し、積極的活用をアピールをしていくことと

する。

本会が果たす大きな役割の中に「自動車ユーザーへの広報活動」がある。毎年9月、10月に全国展開される「点検整備推進運動」期間を中心に、各支部で実施している「マイカー点検教室」、1都7県の振興会で推進する「関東ブロック共同ラジオ広報」、東整振・都整商のホームページ(TOSSNET)等を通じて点検整備の重要性を訴えているところではあるが、本年度も引き続きこうしたユーザー広報に力を入れていく。

年々相談内容も複雑化し、増加傾向にある「自動車ユーザーからの整備相談」業務についても、充実強化し、会員自動車整備工場とユーザーとのディストリビュータの役割として、相談業務の機能充実を図りたい。

また、自動車の悪質な不正改造が後を絶たないところではあるが、先の通常国会において、自動車の不正改造を厳しく取り締まるための道路運送車両法の改正案が可決された。不正改造の防止については、「不正改造車排除運動」等を通じて積極的に推進していく。

平成7年7月の車両法改正で、検査と整備が分離され、単に車検に受ければよいという誤った風潮が蔓延している。これにより、点検整備の重要性が希薄になる一方、法令遵守がおろそかになることが懸念される。このような中、自動車分解整備事業者にとっては、法令遵守にかかわる適正運営が求められているところではあるが、特に国の検査を代行する指定整備事業者に対する事業適正対策については事務局内のチェック体制を充実し、積極的に取り組んでいくこととする。

また、「自動車整備料金、整備内容、整備保証等の適正化推進」については「経営環境変化対応型構造改善推進事業」として取り組んでいくこととする。

指定整備事業者への利便を図るために、車の騒音を計測する「騒音計の移動検定」については、昨年度より実施しているところではある。整備事業場における各種登録申請を本会が代行して申請できるようなシステムを構築するための「登録申請代行業業」についても、昨年度に引き続き検討課題として取り上げていく。

自動車整備業のIT革命に対応すべく、ホームページにおける情報の充実をはじめ、「パソコンスクール」等を開催してきたところではあるが、昨年度よりリニューアルした「TOSSNET」についても、さらに内容を充実し、インターネット上からの「法定用紙類の取得」「各種研修講習の受付」「認定試験合格者発表」「文化事業の開催(写真コンテスト等)」「自動料金引き落としサービスを利用したネットショッピング」「会員事業場のホームページ作成」等についても検討課題としていくこととする。

6. 組織改革と財政基盤の強化

本年7月、現在国が行っている自動車検査業務は「自動車検査独立行政法人」として新たにスタートする。政府においては、公益法人の見直しが行われ、公益法人における事業内容や優遇税制の抜本的見直しが検討着手されようとしている。

時代の変化とともに、業界団体のあり方も大きく変化してきている。昨年度においては、事務局刷新を目的とした組織の再構築に着手し、人材の適正配置、事業分野の見直し、給与体系のあり方、諸規程の見直しなどについて実践してきたところではあるが、今年度においては、更なる事務局組織の健全合理化を図り、振興会、商工組合の垣根にとらわれない事務局組織運営を確立していくこととする。

なお、教育施設建設に係る臨時会費は、おかげさまをもち、所期の目的を達成し、平成14年5月末をもって終了となる。ワンストップサービス推進に伴う収益の圧迫、講習研修受講生の減少等、今後予想される財政状況に、明るい兆しはない。会費全般についても、受益と負担の観点に立った見直しを行い、中・長期的な視点から、これからの会費のあり方について検討していきたい。

昨年、組織運営プロジェクトが設置され、これからのあるべき組織運営について「振興会商工組合の組織運営に関する提言」が提出されたが、この提言を受け、ブロック・支部組織のあり方、委員会のあり方、役員委員のあり方、整備三団体のあり方等について集中検討し、21世紀に生き残れる業界団体を目指して、組織運営の効率化を図っていくこととしたい。

最後に、三宅島会員事業場は、一昨年の三宅島噴火災害から、いまだに整備事業経営を復帰できる状態にない。昨年度にも引き続き、一日も早く三宅島において整備事業経営を復帰できるよう支援協力をしていくこととする。

7. 重点推進事業

項 目	重 点 推 進 事 業
1. 整備事業の振興と健全化への対応	
[1] 業界健全化事業の推進	(1) 21世紀に向けた業界指針の策定 (2) 「騒音計の移動検定」業務の実施 (3) 「登録申請代行業」の調査研究 (4) ISO14000 シリーズの調査研究 (5) 自動車整備料金・整備内容・整備保証等の適正化推進 (6) 「自動車点検整備推進運動」「不正改造排除運動」の推進 (7) 「まちとクルマのオアシス事業場」の推進 (8) 「GOOD マーク・ステッカー」(車検整備済ステッカー)の普及推進 (9) ジャストイン・サービス、ニューサービスの推進 (10) 軽自動車練馬検査場(仮称)の設置促進 (11) CO・HC テスタ校正業務の合理化の推進 * (12) 自動車検査員補講教習の実施 * (13) 中小企業連携組織開発等支援事業の実施
[2] 環境政策への対応	* (1) 東京都ディーゼル車規制への対応 * (2) 新 NOx・PM 法への対応 * (3) 「カーエアコン回収取業者登録」(フロン回収破壊法)の推進 * (4) 「自動車リサイクル法(仮称)」への対応 (5) 東京都の環境政策への対応
[3] 法規・税制対策事業	(1) 法規・税制に関する必要な調査研究 (2) 法規・税制に関する要望 (3) 地域毎の「早朝研修会」開催
[4] 情報の収集・提供と各種調査の実施	(1) 的確な情報の収集と提供「ホームページ(トスネット)」の充実

(2)整備事業に関する各種調査の実施

2.高度な自動車技術への対応

- [1]二種養成施設の充実 * (1)一級自動車整備士講習実施に向けての検討
* (2)特別受験対策講座の実施
(3)第2次「講習所充実中期計画」の推進
(4)教材の充実、講師の資質向上等教育環境の改善推進
- [2]整備技術向上対策 * (1)新しいカリキュラムを取り入れた「教育プログラム」の策定
* (2)「第9回自動車整備技能競技東京大会」の開催
* (3)「教育会館」施設活用に伴う各種研修メニューの策定
(4)「技術資料室」のサービス提供強化
(5)「技術相談窓口」一覧表の改訂版作成
(6)「整備主任者(技術)研修会」の充実
(7)「技術指導」の支援体制の研究

3.ユーザーへの啓蒙活動

- [1]点検整備の啓蒙 (1)「整備相談(ユーザー)窓口」の充実
(2)「マイカー点検教室」の推進
(3)「自動車点検・整備促進運動」の充実
- [2]広報活動 (1)マスメディアやホームページ等による点検・整備の広報活動の推進
(2)エコロジー運動への参画

4.自動車整備事業の近代化

- [1]整備事業の近代化 (1)「経営環境変化対応型構造改善事業」の推進協力
(2)「パソコン研修会」の開催

5.効率的な組織運営

- [1]組織運営 (1)創立50周年記念事業の実施
(2)三宅島災害対策の協力・支援
* (3)会費全般の見直し検討
(4)支所施設等の改善推進
(5)「青研活動」活性化の推進協力
(6)ブロック・支部組織のあり方の検討
- [2]事務局の機構改革 (1)事務局機能の向上、合理化の推進
(2)事務局職員研修会、説明会の開催
(3)自動車業界関係団体との連携強化
(4)各ブロック・支部との連携強化
(5)窓口サービス体制の改善
(6)自動車保有関係手続きのワンストップ・サービスの対応の研究

【注】「*」印は本年度新規事業、「」印は商工組合との共同事業を示す。

「」印は商工組合との共同事業の内、振興会が主管する事業を示す。